

介護保険制度が改正されました

○徴収方法

	対 象	納め方	参 考
年金からの天引き (特別徴収)	老齢・退職・遺族・障害年金を年額18万円以上受給している人(老齢福祉年金は対象となりません)	年金支給月(年6回・偶数月)に天引き	4・6月は、平成30年2月と同じ額で仮徴収。8・10・12・2月は、7月に通知する年額によって調整した金額で徴収します。
納付書・口座振替で納付 (普通徴収) ※	上記以外の人、年度途中で65歳になった人、他の市区町村から転入してきた人など	7月から翌年2月までの計8回納付 納期限は月末(月末が土日祝日の場合はその翌営業日)	年度途中で65歳になった人・転入してきた人などは、年度途中から特別徴収へ切り替わることがあります。

※普通徴収の人には、口座振替による納付を勧めています。希望する人は、高齢介護課または市内金融機関(ゆうちょ銀行含む)に通帳の届出印などを持参して手続きをしてください。口座振替を利用しない人には、納付書を送付しますのでその都度納めてください。

改正点2 (平成30年8月から)

負担割合の変更

介護サービスを利用した場合の負担割合は、所得により1割もしくは2割としていましたが、2割負担の人のうち、特に所得の高い人の負担割合が3割になります。

○3割負担になる人は、次の①と②の両方を満たす人です。

①本人の合計所得金額が220万円以上

②本人の「年金収入+その他の合計所得金額」が340万円以上(世帯内に本人以外に65歳以上の人がいる場合は合計463万円以上)。

※介護認定を受けている人には、7月下旬までに高齢介護課から「介護保険負担割合証」を発送します。



新庁舎建設だより

広報とこなめ5月号でお知らせした新庁舎の建設に関し、今後建設に向けた動きを随時紹介していきます。

今回は、新庁舎の建設に係る設計およびオフィス環境整備を行う業者が決定しましたので紹介します。

●新庁舎建設基本設計・実施設計業務委託業者

新庁舎の建設に必要な敷地調査や、交通量調査、インフラ調査等を行い、配置計画や平面計画を作成します。

【契約者】

㈱日建設計名古屋オフィス

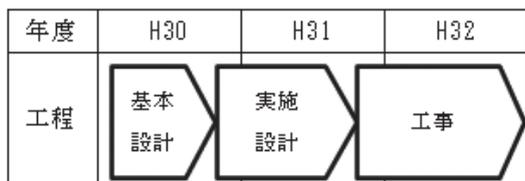
●新庁舎建設オフィス環境整備業務委託業者

市民が使いやすい、迷わない庁舎となるように、窓口や執務スペースのレイアウトなどを検討します。また、少しでも建設事業費を抑えるために、文書の削減支援も行います。

【契約者】

コクヨマーケティング㈱

問合せ 施設マネジメント課
☎47-6141



※スケジュールは、しんちょう進捗状況により変更する可能性があります。

■今後のスケジュール(予定)



プロポーザル風景